

# 第5回教育委員会

令和4年3月24日  
午後3時30分  
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第39号

大阪市立学校職員就業規則の一部を改正する規則案について

# 大阪市学校職員就業規則の一部改正について

## 1 対象職員

教育委員会所管の学校園における本務の技能労務職員

## 2 改正理由

- (1) 令和3年の人事院勧告において、国家公務員の「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援」について、政府等へ意見の申出があり、本市が取り組んでいるワーク・ライフ・バランス推進の観点から、人事院の申出に沿って休暇制度に係る改正を行う。
- (2) その他必要な規定整備を行うため、所要の改正を行う。

## 3 改正内容

- (1) 休暇制度に係る改正
  - ① 出生サポート休暇（不妊治療のための休暇）の新設【第12条第1項第6号の4及び同条第2項】
    - ・ 特別休暇（有給）とする。
    - ・ 年5日間（教育長が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、10日）
    - ・ その他詳細は別紙のとおり
  - ② 育児参加休暇の対象期間の拡大【第12条第1項第11号の2】
    - ・ 対象期間について、現行の「産前産後の期間における24週間」を、「分べん予定日の24週間前の日からその分べんに係る子が1歳に達する日までの間」とする。
- (2) その他必要な規定整備に係る改正
  - ① 「高等学校等教育職給料表、小学校・中学校教育職給料表又は幼稚園教育職給料表」を「教育職給料表(1)、教育職給料表(2)又は教育職給料表(3)」に改める。【第10条第1項第3号】
  - ② カードの交付を受けていない職員が出勤したときは、出勤簿に自ら押印することを要せず、出勤した時刻を記載するよう改める。また、カードの交付を受けている職員が、定刻までに所定の勤務場所（記録装置が設置されていない勤務場所に限る。）に出勤したときも同様とする。【第18条第2項】

## 4 施行期日

令和4年4月1日

○出生サポート休暇(不妊治療のための休暇)について

- (1) 種別  
特別休暇
- (2) 対象  
職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合
- (3) 承認期間  
4月1日から翌年3月31日までの間につき5日  
(体外受精等の教育長が定める不妊治療を受ける場合にあっては、10日の範囲内の期間)
- (4) 取得単位  
1日又は1時間
- (5) 給与の取扱い  
有給
- (6) 承認手続き  
休暇の承認にかかり、クリニック等の診察券、治療の日時や金額が確認できる領収書、治療の内容が分かる書類等の確認を行う。
- (7) その他
  - ・「不妊治療」とは、不妊の原因等を調べるための検査、不妊の原因となる疾病の治療、タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精等をいう。「通院等」とは、不妊治療を受けるための医療機関への通院、当該医療機関が実施する不妊治療に関する説明会への出席等をいい、当該通院や説明会への出席等のための移動を含む。
  - ・「教育長が定める不妊治療」は、体外受精及び顕微授精とする。

議案第39号

大阪市立学校職員就業規則の一部を改正する規則案

大阪市立学校職員就業規則（平成4年大阪市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(年次休暇)</p> <p>第10条 職員には、1年につき20日の年次休暇を与える。ただし、次の各号に掲げる職員のその年における年次休暇の日数は、当該各号に定める日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p>(3) 当該年の前年において地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、本市以外の地方公共団体の職員、国家公務員、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第2条第1項又は第10条第1項の規定により公益的法人等又は特定法人の業務に従事する職員、職員の給与に関する条例(昭和31年大阪市条例第29号)第4条第1項第2号に掲げる<u>教育職給料表</u>(1)、<u>教育職給料表</u>(2)又は<u>教育職給料表</u></p>	<p>(年次休暇)</p> <p>第10条 [同左]</p> <p>[(1)・(2) 同左]</p> <p>(3) 当該年の前年において地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、本市以外の地方公共団体の職員、国家公務員、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第2条第1項又は第10条第1項の規定により公益的法人等又は特定法人の業務に従事する職員、職員の給与に関する条例(昭和31年大阪市条例第29号)第4条第1項第2号に掲げる<u>高等学校等教育職給料表</u>、<u>小学校・中学校教育職給料表</u></p>

(3)の適用を受ける職員その他これらの職員に準ずると教育長が認める職員(以下この号において「地公労法適用職員等」という。)であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったもの及び当該年の前年において職員であった者であって引き続き当該年に地公労法適用職員等となり引き続き再び職員となったもの 地公労法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に第4項の規定により繰り越すことができることとされる日数を加えた日数を超えない範囲内において、教育長が別に定める日数

[2～12 略]

(特別休暇)

第12条 次の各号に掲げる場合には、職員に対し、当該各号に定める期間又は時間の特別休暇を与えるものとする。

[(1)～(6の3) 略]

(6の4) 職員が不妊治療に係る通院等(教育長が定めるものに限る。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 4月1日から翌年3月31日までの間につき5日(当該通院等が体外受精その他の教育長が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、10日)を超えない範囲内で必要と認める期間

[(7)～(11) 略]

又は幼稚園教育職給料表の適用を受ける職員その他これらの職員に準ずると教育長が認める職員(以下この号において「地公労法適用職員等」という。)であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったもの及び当該年の前年において職員であった者であって引き続き当該年に地公労法適用職員等となり引き続き再び職員となったもの 地公労法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に第4項の規定により繰り越すことができることとされる日数を加えた日数を超えない範囲内において、教育長が別に定める日数

[2～12 同左]

(特別休暇)

第12条 [同左]

[(1)～(6の3) 同左]

[新設]

[(7)～(11) 同左]

<p>(11の2) 職員の配偶者等が分べんする場合において、その分べんに係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。）を養育する職員がこれらの子の養育（分べんに立ち会うことを含む。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき <u>分べん予定日の24週間前</u>の日からその分べんに係る子が<u>1歳に達する日までの間</u>につき5日を超えない範囲内で必要と認める期間</p> <p>[(11の3)～(13) 略]</p> <p>2 第10条第9項及び第10項の規定は、<u>前項第6号の4、第10号及び第11号の2</u>から第11号の4までの規定による特別休暇について準用する。この場合において、第10条第9項ただし書中「半日又は1時間」とあるのは「1時間」と読み替えるものとする。 (出勤、退勤等に係る手続)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 カードの交付を受けていない職員は、定刻までに所定の勤務場所に出勤したときは、直ちに、<u>出勤簿に出勤した時刻を記載</u>しなければならない。カードの交付を受けている職員が、定刻までに所定の勤務場所（記録装置が設置されていない勤務場所に限る。）に出勤したときも、同様とする。</p> <p>[3～8 略]</p>	<p>(11の2) 職員の配偶者等が分べんする場合において、その分べんに係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。）を養育する職員がこれらの子の養育（分べんに立ち会うことを含む。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき <u>産前産後の期間</u>における<u>24週間</u>につき5日を超えない範囲内で必要と認める期間</p> <p>[(11の3)～(13) 同左]</p> <p>2 第10条第9項及び第10項の規定は、<u>前項第10号及び第11号の2</u>から第11号の4までの規定による特別休暇について準用する。この場合において、第10条第9項ただし書中「半日又は1時間」とあるのは「1時間」と読み替えるものとする。 (出勤、退勤等に係る手続)</p> <p>第18条 [同左]</p> <p>2 カードの交付を受けていない職員は、定刻までに所定の勤務場所に出勤したときは、直ちに、<u>自ら出勤簿に押印</u>しなければならない。カードの交付を受けている職員が、定刻までに所定の勤務場所（記録装置が設置されていない勤務場所に限る。）に出勤したときも、同様とする。</p> <p>[3～8 同左]</p>
<p>備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の前日に使用されたこの規則による改正前の大阪市学校職員就業規則第12条第

1 項第11号の2の規定による特別休暇は、この規則による改正後の大阪市学校職員就業規則第12条第1項第11号の2の規定による特別休暇として使用されたものとみなす。